

返 戻 金 制 度

入社辞退や自己都合退職により退職した場合、次の基準で報酬を返還するものとする。

退職時期	返還する報酬に対する割合
入社後、1ヶ月未満	報酬の50%
入社後、1ヶ月以上3か月未満	報酬の30%
入社後、3ヶ月以上6か月未満	報酬の10%

但し、次の場合には適用はしない

- ①会社都合による退職
- ②労働条件が雇用契約と著しく異なることによる退職
- ③雇用契約に含まれない労働をさせたことによる退職